

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る行政相談

2. 日時：令和6年2月1日（木）17時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁8階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課  
課長 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課  
主査

5. 議事概要

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、大洗廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請について、以下の説明があった。

- ・高経年化対策として、 $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置の計測制御系統設備の更新を予定している。設備の更新にあたって過去に設工認を受けた設計条件及び設計仕様を変更するものではないことから、設工認申請は必要ないと考えている。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則第15条（計測制御系統施設）への適合の観点では、説明のとおり、過去の設工認を受けた設計条件及び設計仕様に変更がないことが確認できる。
- ・一方で、新規制基準追加要求事項である第9条（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）のうちの不正アクセス防止に係る設計条件及び設計仕様の基準適合性は既認可の設工認では確認できないことから、設工認申請が必要と

なる。

- ・  $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置では、現在も施設の維持管理に伴う廃棄物を焼却処理しているところ、焼却炉の温度の監視・制御や緊急時の焼却炉の停止機能を担っている当該設備が機能を喪失した際の影響及び当該設備を速やかに更新する必要性を整理して提示すること。

(2) 原子力機構から、承知した旨の返答があった。

## 6. 配布資料

資料  $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置計測制御設備の更新に係る設計及び工事の計画の認可申請の要否について